

# 一般社団法人鳥取県社会福祉士会

## 委員会の設置及び運営に関する規程

2010年2月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第58条に規定する委員会の設置及び運営に関して基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「委員会」とは、委員会及び研究会等の名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する組織をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会
- (2) その他特務事項の遂行を目的として一定期間特別に設置される委員会

(委員会の設置)

第4条 前条第1項第1号の委員会を次のとおり設置し、各事業を推進する。

- (1) 組織委員会  
会員組織の充実強化に取り組み、本会の活動全体の円滑な推進を図るとともに、相談援助活動の意義や職能団体としての本会の存在を内外に明らかにする。
- (2) 生涯研修委員会、生涯研修センター  
生涯研修制度の推進、各委員会などが主催する研修会と連動しながら、研修の企画・運営・調整、年間研修計画の立案、基礎研修やスーパービジョンの実施体制を充実させ、会員の福祉専門職としての資質の向上を図る。
- (3) 高齢者生活支援委員会  
高齢者の生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など各般の取り組みを行う。
- (4) 障がい児者生活支援委員会  
障がい児者の生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など各般の取り組みを行う。
- (5) 子ども家庭支援委員会  
子ども及び家庭の生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など各般の取り組みを行う。
- (6) 保健医療委員会  
保健医療の生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など各般の取り組みを行う。
- (7) 地域社会・多文化委員会  
地域福祉、司法福祉、生活困窮者等への生活相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など各般の取り組みを行う。

2. 委員会を新たに設置するときは、理事による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。
3. 前項の申請に当たっては、目的・事業計画・予算等の案について明確にしなければならない。

(委員)

第5条 会員は、原則として、前条第1項各号に規定する委員会のいずれかに所属して、主体的に委員会活動に参加するものとする。委員会への加入は、重複することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長一人、副委員長一人以上を置く。

2. 委員は互選により、委員長、副委員長を選任する。
3. 委員会の委員長及び副委員長は、理事会において承認し、その任期は2年2期までとする。

(委員会の招集及び運営)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2. 委員長は、本規程に反しない限り、所轄する委員会において個別に決定した内規に従って運用できるものとする。

(委員会の責務)

第8条 委員長は、当該委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに別に定める様式により作成し、会長へ提出しなければならない。

2. 委員長は、委員会開催の都度、議事録を作成しなければならない。
3. 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、本会の設立許可があった日から施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日から施行する。